

総社市山手福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第8号

総社市山手福祉センター条例の一部を改正する条例

総社市山手福祉センター条例（平成17年総社市条例第123号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号の細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号の細目」という。）が存在する場合には、当該移動号の細目を当該移動後号の細目とし、移動号の細目に対応する移動後号の細目が存在しない場合には、当該移動号の細目（以下「削除号の細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び削除号の細目を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>（指定管理者が行う事業等） 第6条 指定管理者が行う事業等は、次のとおりとする。 （1）要援護高齢者の在宅支援に係る事業</p> <p>ア 略 イ 略 （2）略 （3）法に基づく居宅介護支援事業 ア <u>居宅サービス計画作成事業</u> イ <u>介護支援サービス計画作成事業</u> （4）及び（5）略</p>	<p>（指定管理者が行う事業等） 第6条 指定管理者が行う事業等は、次のとおりとする。 （1）要援護高齢者の在宅支援に係る事業 ア <u>高齢者デイサービス事業</u> イ <u>生活管理指導員（ホームヘルパー）派遣事業</u> ウ 略 エ 略 （2）略 （3）法に基づく居宅介護支援事業 ア <u>居宅介護サービス計画作成事業</u> イ <u>居宅支援サービス計画作成事業</u> （4）及び（5）略</p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。